

全国社会教育主事の会設置要綱

平成 29 年 6 月 30 日
国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター長決定

1 趣旨

急激な社会の変化を背景として、社会教育行政の中で社会教育主事には、地域課題の顕在化とその解決に向けた学習活動の企画・立案など、学びのオーガナイザーとして役割が求められている。

このため、全国の社会教育主事が広域的な情報交流や時代に即応した専門性を高め、地域を越えた^{きずな}絆を深めながら、多様化・高度化する社会教育行政の遂行にあたって必要な知識や意識の向上を図り、社会教育主事の全国的なネットワークの形成や社会教育の一層の推進を目的に全国社会教育主事の会（以下「本会」とする。）を設置する。

2 組織

本会は、各都道府県・指定都市教育委員会において所属する社会教育主事等の中から推薦された者及び国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員をもって構成する。

3 活動内容

全国的なネットワークを活用し、以下の活動を行う。

- (1) 会員間の情報や意見の交換
- (2) 社会教育関係者による広域的な研究交流事業等の実施・参加
- (3) 調査研究事業への協力・連携
- (4) 社会教育主事としての支援活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

4 事務局

本会の事務局を国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下「社研」とする。）に置き、諸般の事務を処理する。

5 会員

- (1) 都道府県・指定都市教育委員会の社会教育主事等のうち、所属機関から推薦された 1 名を会員とする。社会教育主事未配置の自治体においては、社会

教育主事と同等の役割を担う職員を会員とする。

- (2) 社研においては、社会教育調査官、専門調査員、社会教育調査専門職、社会教育特別調査員及び研究補助者を会員とする。
- (3) 会員が人事異動や本会の活動を継続することが困難な状況等で会員が交代する場合には、所属機関と相談の上、後任者を事務局に推薦すること。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、本会の組織及び運営に関して必要な事項は、本会の会員から意見を聴取し、事務局が定めることとする。